

## 運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 行う指定認知症対応型共同生活介護予防の事業（以下「事業」という。）は、介護福祉士又は、介護員養成研修の修了者（以下「介護職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある認知症高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。  
この運営規定は、事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営規定に関する事項を定めるものである。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。  
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岩手高齢協 ほっともとみや
- (2) 所在地 盛岡市本宮六丁目14番地12号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス計画作成担当者 2名以上（介護支援専門員含む）  
サービス計画担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する居宅支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保険施設、病院等と連絡調整を行う。
- (3) 介護職員 16名以上  
介護職員は、要介護者等の指定認知症対応型共同生活介護予防の提供を行う。
- (4) 介護保険給付管理等事務は、組合本部において行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護予防の入所定員は及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護予防の定員は、9名×2とする。
- (2) 指定認知症対応型共同生活介護予防の居室は、5室(1人)×2とする。  
2室(夫婦)×2とする。

(指定認知症対応型共同生活介護予防の内容及び利用料等)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護予防の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護予防の利用料の額は、介護報酬の告示の額(国の定めている料金額を指します。)当該指定認知症対応型共同生活介護予防が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック(毎日)

2 前項の外、次の費用を負担するものとする。

- |          |       |                |
|----------|-------|----------------|
| (1) 家賃   | 月     | 41,000円        |
| (2) 食材料費 | 1日当たり | 1,200円(おやつ代含む) |
| (3) 諸経費  | 月     | 5,000円         |
| (4) 光熱費  | 月     | 20,000円        |

3 前項以外で日常生活以外において、通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を負担する。

4 前各項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者は以下の点に留意する。

- (1) 入所生活の規則を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 共有施設、設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護職員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救助訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、岩手県高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

	この規定は、	平成 18 年	4 月	1 日から施行する。
第1回改定		平成 19 年	12月	28日から施行する。
第2回改定		平成 21 年	1月	1日から施行する。
第3回改定		平成 21 年	7月	30日から施行する。
第4回改定		平成 22 年	9月	1日から施行する。
第5回改定		平成 23 年	6月	25日から施行する。
第6回改定		令和 4 年	10月	1日から施行する。
第7回改定		令和 6 年	4月	1日から施行する。
第8回改定		令和 6 年	6月	1日から施行する。